

第10回  
会津美里町農業委員会定例総会

令和6年9月20日 金曜日 9時30分

会津美里町役場本庁舎2階 大会議室

会津美里町農業委員会

第10回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和6年9月20日 金曜日 9時30分～10時00分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 野中 充	
	2番 佐々木 弘則	
	4番 眞部 剛	3番 眞鍋 伸太郎
	5番 星 忠彦	
	6番 松本 晋平	
	7番 木野 光洋	
	9番 大井 豊記	8番 福田 真実
	10番 柴崎 陽	
	11番 村松 祐一	
	12番 間船 一男	
	推進委員 佐々木 宏光	推進委員 渡邊 武雄
		推進委員 佐藤 和人
		推進委員 元木 博人
		推進委員 長峯 巖
		推進委員 上野 貞二
		推進委員 梅宮 孝
		推進委員 佐藤 健一
		推進委員 山内 祐太郎
		推進委員 齋藤 武美
	農業委員 10名出席／12名	
	推進委員 1名出席／10名	
4. 議事録署名人	1番 野中 充	2番 佐々木 弘則

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	鶴川 晃
事務局次長	佐瀬 博巳
係長	田邊 実千代
主査	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局長 会議の前にご報告いたします。本日、3番 眞鍋伸太郎 委員、8番 福田 真実 委員から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局長 それでは、ただいまから、第10回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

( 間船会長 挨拶 )

事務局長 それでは、会議規則第5条により議長を会長にお願いします。

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。  
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。  
1番 野中充 委員、2番 佐々木弘則 委員の両名を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。  
次に会務の報告を求めます。事務局、報告願います。

事務局次長 ( 会務の報告 )

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

( 質疑なし )

議 長 なければ会務報告を終わります。

## 【農地法第3条関係】

議 長 それでは議事に入ります。  
議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。まず、受付番号17番から18番までを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号17番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。  
申請農地は字高田前川原〇〇番 外〇〇筆 畑 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は無償となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。

受付番号18番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。  
申請農地は、松沢字南通〇〇番 田 〇〇㎡であります。申請事由としては交換のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は無償となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。  
17番から18番についての質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なし と認め、採決いたします。  
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、17番から18番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。  
次に、受付番号19番を議題といたします。本件については、〇〇委員が関係しておりますので、会議規則第11条の規定により〇〇委員 は退席願います。

《 〇〇委員 退席 》

議 長 事務局、説明願います。

事務局次長 受付番号 19 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。申請農地は雀林字安楽坊〇〇番 畑〇〇㎡であります。申請事由としては譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は総額で〇〇円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。  
受付番号 19 番についての質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、19 番について原案のとおり決定いたします。

《 〇〇委員 着席 》

議 長 〇〇委員に申し上げます。本案件は原案のとおり決定いたしました。

## 農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 次に、議案第 34 号 農用地利用集積計画の決定について を審議いたします。  
本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思います  
が、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。それではまず、受付番号 187 番、188 番を議題といた  
しますので、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 187 番、188 番は原案のとおり決定いたします。次に、189 番を議題といたします。本件については、〇〇委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により〇〇委員は退席願います。

《 〇〇委員 退席 》

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め採決いたします。  
原案のとおり決定することに 賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 189 番は原案のとおり決定いたします。

《 〇〇委員 着席 》

議 長 〇〇委員に申し上げます。本案件は、原案のとおり決定いたしました。

### 【遊休農地にかかる非農地の決定について】

議 長 次に、議案第 35 号 遊休農地にかかる非農地の決定について を審議いたします。事務局、説明願います。

事務局次長 議案第 35 号は、遊休農地の非農地判断であり、現地確認の上、判断をしております。現地確認については、委員 2 名、所有者、事務局で現地調査をしております。20 番から 57 番、農地の所在は、上平字長窪〇〇番 外〇〇筆です。地目、面積、把握日等については一覧表のとおりです。所有者は、〇〇さんです。現地確認の結果、20 番から 24 番が原野で、25 番から 57 番は山林とす

ることが妥当との判断であります。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。本件については、現地調査を行っておりますので、出席委員より報告を求めます。20番から57番について、佐々木宏光 委員より報告願います。

佐々木(宏)委員 非農地判断のための現地調査についてご報告を申し上げます。  
通し番号20番から57番、非農地化希望申請者は〇〇さんです。当該農地については、農地法の運用について第4(2)の所有者からの申請に基づき、令和6年8月29日 午前9時から現地を調査いたしました。出席者は、土地所有者の〇〇さん、調査委員は、大井豊記 委員と私、事務局から田邊係長の立ち会いにより現地調査を行いました。判断基準は、農地法の運用について第4(4)に基づき判断いたしました。上平字長窪〇〇番 外〇〇筆は、上平集落から約3km南西にある、大谷地ため池周辺の山中に位置しております。現地を精査し、申請人より聞き取りをしたところ、当該農地は未整備の農地であり、50年以上不耕作地となっております。農作業道路もなく、耕作用大型機械は通行できない状況にあり、また杉や雑木等で森林の様相を呈しておりました。よって、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な農地と判断いたしました。申請地は、隣地も現況は山林・原野であるため、他への影響はありません。上平字長窪の 〇〇筆は非農地・原野とし、上平字遅山 〇〇番 外〇〇筆は非農地・山林が妥当であると判断いたしました。  
以上、ご報告申し上げます。

議 長 報告が終わりました。それでは、議案第35号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なし と認め、採決いたします。  
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第35号は、原案のとおり決定いたしました。  
これをもって、議案の審議を 終了いたします。

## 【相続による農地の取得農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第25号から第27号について、事務局より一括して説明を求めます。

事務局次長 報告第25号は6件の届出がありました。詳細については相続案件なので省略いたしますので、お読み取りをいただきたいと思います。

## 【合意解約について】

事務局次長 報告第26号、合意解約については1件提出されております。それぞれの理由により、両者合意の上、解約がなされたものでありますので、詳細についてはお読み取りいただきたいと思います。

## 【許可が取り消されていない旨の証明書の交付について】

事務局次長 報告第27号は、農地法第3条の許可書の紛失であり、所有権移転のために証明書を発行したものです。以上であります。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは、報告事項について質疑を求めます。質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。以上で報告事項を終了いたします。

事務局長 議長ご苦労様でした。それでは、閉会の言葉を職務代理者、お願いします。

職務代理者 本日は、お忙しいところ参集され、また慎重審議をしていただきまして誠にありがとうございました。先ほど会長の挨拶にもありましたように、稲刈りシーズンに入っておりますので、安全な作業をお願い申し上げます。

以上をもちまして、第10回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。

《 10:00 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和6年9月20日

議 長 \_\_\_\_\_  
( 間船 一男 )

議事録署名人 \_\_\_\_\_  
( 1番 野中 充 )

議事録署名人 \_\_\_\_\_  
( 2番 佐々木 弘則 )